

廿日市市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めることにより、広告掲載による市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物等

イ 市のホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 他人を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの

(7) 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの

(8) 内容が虚偽若しくは誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの

(9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

(10) 個人又は法人の名刺広告

(11) 本市の推進している施策に反するもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの主管部長が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管部長が別に定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、広告掲載料及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管部長が別に定める。

(審査機関)

第7条 広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、廿日市市広告審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は総務部長が主宰し、総務課長、総合政策課長及び当該広告媒体の主管課長をもって構成する。

3 審査会は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、これを審査する。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月28日から施行する。